

令和7年10月（第9回）役員会議事要旨

日 時 令和7年10月30日（木）13：30～14：23

場 所 ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を利用

出席者 8／8

那須学長、三村理事、菅理事、前田理事、小代理事、阿部理事、佐藤理事、藤原理事

陪席者 松本監事、小原監事、佐藤（吾）副理事、

鈴木懲戒等審査委員会委員長・教員懲戒等審査委員会委員長

○ 議 事

1 審議事項

（1）職員の処分について（陪席制限）

学長から、事務職員の懲戒処分に係る概要について説明の後、学長の指名により、鈴木懲戒等審査委員会委員長から、資料（画面共有）に基づき、経緯等に係る詳細について説明があった。懲戒処分の量定について審議の結果、停職14日とすることを承認するとともに、被処分者への通知等今後の対応については、原案のとおり進めることが承認された。

（2）元教員の懲戒処分相当について（陪席制限）

学長から、元教員（2名）の懲戒処分相当に係る概要について説明の後、学長の指名により、鈴木教員懲戒等審査委員会委員長から、資料（画面共有）に基づき、経緯等に係る詳細について説明があった。懲戒処分相当の量定について審議の結果、それぞれ戒告とすることを承認するとともに、被処分者相当となる元教員（2名）への通知等今後の対応については、原案のとおり進めることが承認された。

（3）国立大学法人岡山大学研究大学宣言の制定について（案）

三村理事から、資料1に基づき、本学における「研究大学」の定義を明確化するとともに、本学の理念、目的、目標、長期ビジョン等の「支柱」の一つとする目的とした岡山大学研究大学宣言の制定について提案があり、岡山大学長期ビジョン2050の下、研究の強化、高度な教育・人材育成、先進的医療・ヘルスケア、社会変革の実現を成し遂げることを目指し、また、教学、人材、組織・制度等のすべての活動を研究力・イノベーション創出へ繋げることをもって、本学の定義する「研究大学」として宣言するものである旨の説明があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、11月定例記者会見において学長から発表の上、学内外への浸透を図ることとした。

（4）令和7年度における「国立大学法人ガバナンス・コード」の適合状況等について

三村理事から、資料2に基づき、令和7年度における「国立大学法人ガバナンス・コード」の適合状況等について報告書（案）を作成し、学内関係者及び経営協議会委員並びに監事のそれぞれに意見照会を行った結果、いずれからも特に意見はなかったこと、また、役員会で承認の上は、公表期限の10月31日までに国立大学協会所定

の報告書様式により本学ホームページにおいて公表し、その旨を同協会あてに報告するものであることについて、説明があった。

続いて、三村理事の指名により、佐藤（吾）副理事から、各原則及び補充原則の適合状況を確認した結果、すべての項目について適合（コンプライ）であったこと、報告書(案)における前年度からの主要な変更点等についての説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

2 その他

(1) 次回開催日について

次回は、令和7年11月27日（木）13時30分から開催することとした。

以 上